

○現行の廃棄物処理計画の進捗状況

1 廃棄物処理計画（2017年度～2021年度）の減量化目標と直近の達成状況

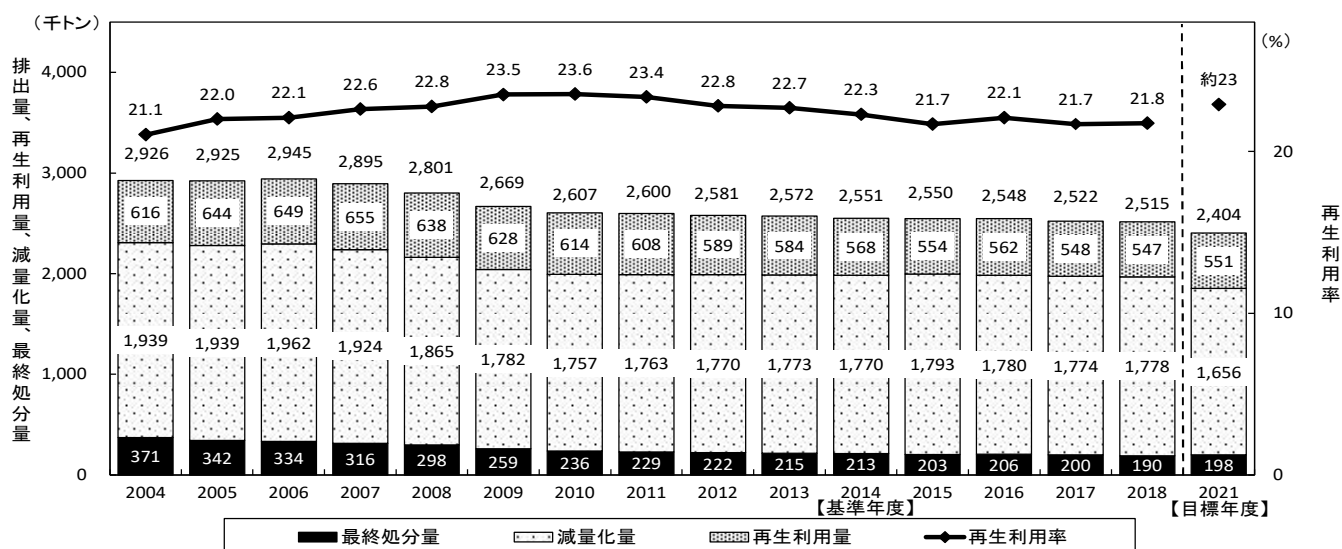
(1) 一般廃棄物

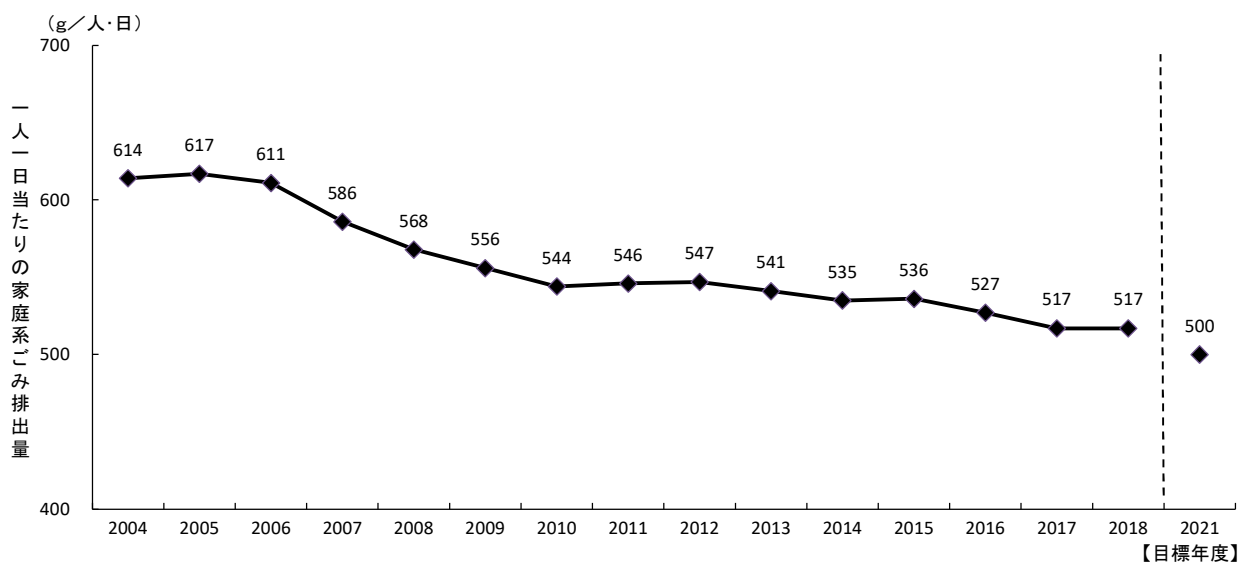
項目	目標	基準年度 (2014年度)	実績 (2018年度)
排出量	2014年度に対して 約6%削減し 240万4千トンとする。	255万1千トン	251万5千トン (1.4%減) ※2
排出量に対する 再生利用量の割合 (再生利用率)	約23%とする。 (約1ポイント増)	22.3%	21.8% (0.5ポイント減)
最終処分量	2014年度に対して 約7%削減し 19万8千トンとする。	21万3千トン	19万トン (10.8%減)
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量※1	500gとする。 (約7%減)	535g	517g (3.4%減)

※1：一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したものの。

※2：実績のかっこ内は、2014年度に対する増減の割合等

- ・2018年度の排出量は2,515千トンで、2014年度の2,551千トンに比べて1.4%減少しました。経年的に減少傾向ですが、目標には至っていません。
- ・2018年度の再生利用率は21.8%で、2014年度の22.3%と比べ0.5ポイント減少しています。経年的に横ばい傾向であり、目標には至っていません。
- ・2018年度の最終処分量は190千トンで、2014年度の213千トンに比べて10.8%減少しています。経年的に減少傾向にあり、目標を上回りました。
- ・2018年度の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は517gで、2014年度の535gに比べて18g減少しています。経年的に減少傾向にありますが、目標には至っていません。

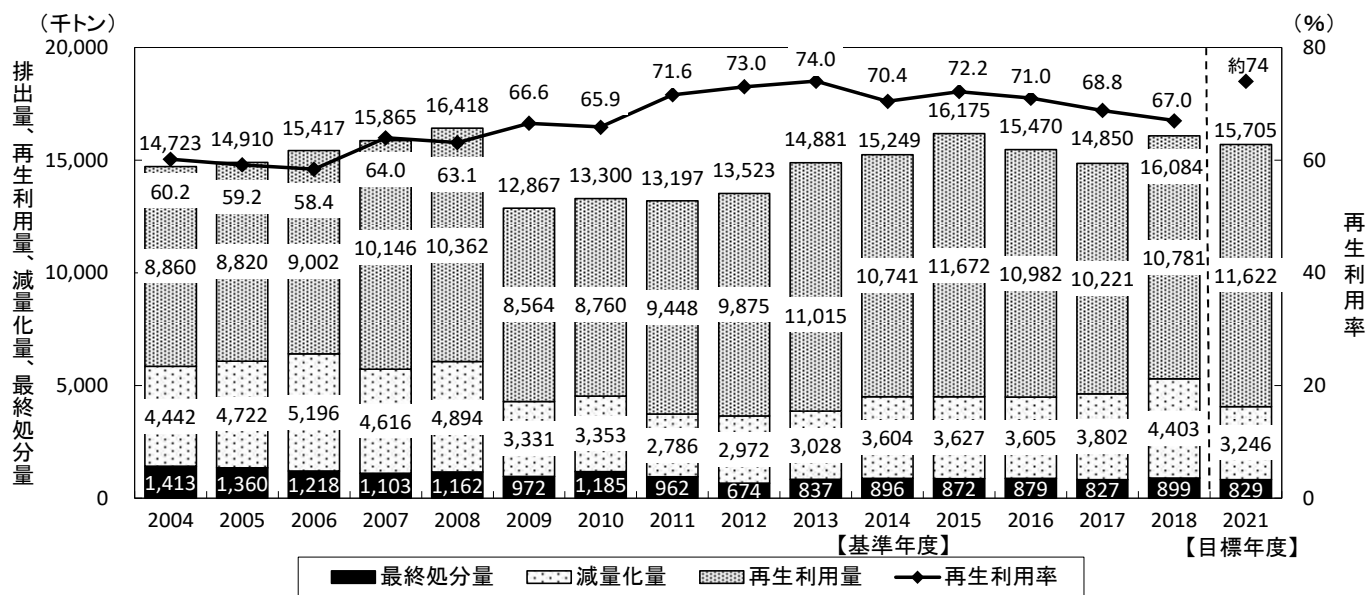




(2) 産業廃棄物

項目	目標	基準年度 (2014年度)	実績 (2018年度)
排出量	2014年度に対して 増加を約3%に抑制し 1,570万5千トンとする。	1,524万9千トン	1,608万4千トン (5.5%増)
排出量に対する 再生利用量の割合 (再生利用率)	約74%とする。 (約4ポイント増)	70.4%	67.0% (3.4ポイント減)
最終処分量	2014年度に対して 約7%削減し 82万9千トンとする。	89万6千トン	89万9千トン (0.3%増)

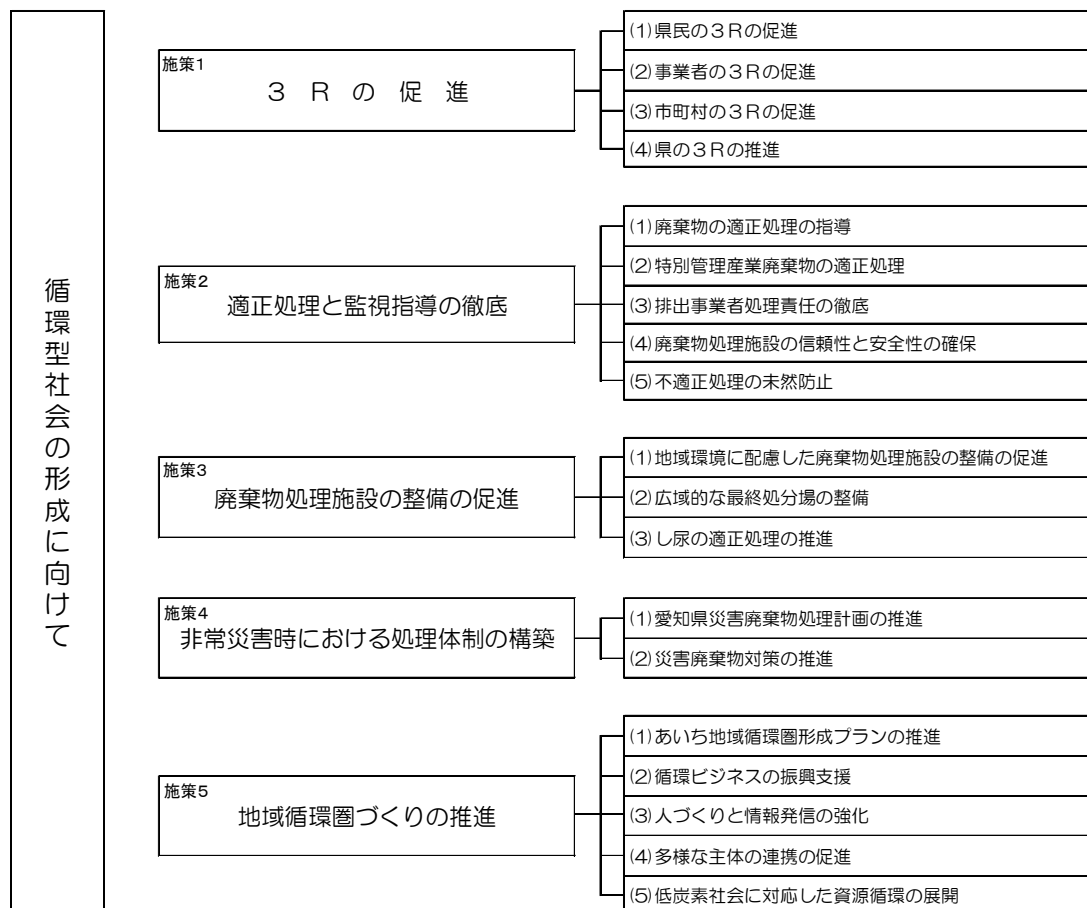
- ・2018年度の排出量は16,084千トンであり、2014年度の15,249千トンに比べて5.5%増加しています。経年的に横ばい傾向であり、目標には至っていません。
- ・2018年度の再生利用率は67.0%であり、2014年度の70.4%と比べ3.4ポイント減少しています。経年的には減少傾向にあり、目標には至っていません。
- ・2018年度の最終処分量は899千トンであり、2014年度の896千トンに対して0.3%増加しています。経年的に減少傾向でしたが、2018年度は前年度より増加し、目標には至っていません。



2 施策の主な取組 (2020 年度)

- ・ 廃棄物処理計画では、廃棄物処理の現状・課題への対応、目標の達成に向け、次の体系図に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

廃棄物処理計画における施策体系図



- ・2020年度に実施した主な取組は、次のとおりです。

施策1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

(1) 県民の3Rの促進

- 3Rに関するリーフレットの作成・配布：16,000部
- ごみゼロ社会推進あいち県民大会（2020.11.5開催）
 - ・レジ袋削減取組優良店表彰
 - ・トークショー：浅尾美和氏
 - ・プラスチックごみゼロに向けた取組宣言募集
- 県民の環境学習の促進
 - ・環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成・配布：56,500部（2021.3配布予定）
 - ・あいち環境学習プラザやAELネットを活用した環境学習の場の提供
 - ・「あいちecoティーチャー」派遣による「ごみ」をテーマとした環境学習講座の実施
 - ・海ごみ削減に係る啓発活動（啓発動画のインターネット配信等）
- 容器包装リサイクル法に基づく「愛知県分別収集促進計画」の推進
 - ・ごみ散乱防止強調週間（2020.5.30～6.5）
- 食品ロス削減イベント【県民大会と同時開催】
 - ・講演：山内大輔氏（特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋理事長）
 - ・トークショー：家事えもん（松橋周太呂氏）
 - ・パネルディスカッション
- 食品ロス削減の取組
 - ・家庭向け食品ロス削減啓発ポスター・リーフレットの配布
 - ・小学生向け食品ロス削減環境学習プログラムの小学校への周知
 - ・愛知県食品ロス削減Webサイトを通じた情報発信

(2) 事業者の3Rの促進

- 各種報告届出に伴う指導
 - ・多量排出事業者の処理計画書の提出：671事業者
 - ・多量排出事業者の実施状況報告書の提出：676事業者
- 「エコアクション21」の導入促進：398件（2020.9末/認証・登録事業者数）
- 再生利用個別指定制度の促進：23事業者（2020.11末）
- 再生事業者登録制度の促進：217事業者（2020.12末）
- 建設リサイクル法に係る建設工事現場のパトロールの実施（2020.10.26～30）
- 建設部門建設副産物対策連絡会を通じた、建設副産物に関する情報交換・共有
- 産業廃棄物の適正処理に関するパンフレットの作成・配布：6,000部
- 「愛知県廃棄物処理計画」の周知（処理計画の本冊及び概要版の配布）
- 事業系食品ロスの発生状況調査の実施（食品関連事業者へのアンケート）

(3) 市町村の3Rの促進

- 一般廃棄物処理に関する技術的支援
- 一般廃棄物処理事業実態調査結果等の情報提供
- 15市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理等への財政支援
- 処理が困難な廃棄物の適正処理等についての情報提供
- 民間事業者による資源ごみ回収状況を把握した結果の情報提供

(4) 県の3Rの推進

- 愛知県産業廃棄物税検討会議の開催：産業廃棄物税のあり方や有効な使途の検討
- 産業廃棄物税制度の目的や効果等についての周知・啓発
- 「あいちエコスタンダード」に基づく可燃ごみ排出量等の削減
- あいくる材の認定と県発注工事での利用
 - ・認定：22品目、423件、1,412資材（2020.3末）
 - ・利用：約49万2千トン<2019年度実績>
- 「あいち建設リサイクル指針」に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化推進
- 下水汚泥のセメント原料、肥料原料等への有効利用
- 資源循環情報システムによる物質フロー、廃棄物の排出状況等に関する情報発信
- 産業廃棄物処理業者や産業廃棄物多量排出事業者の処理実績の公表
- 海ごみゼロウィーク（2020.9.12～9.19）における県庁舎周辺清掃活動の実施
- 漂着ごみ組成調査（プラスチックごみ等の種類・材質等）の実施（伊勢湾、三河湾、遠州灘の3地点。2020.12～2021.1）
- プラスチック関連事業者・業界団体（約1,600社）への循環利用に関するアンケート

施策2 適正処理と監視指導の徹底

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます

(1) 廃棄物の適正処理の指導

- 立入検査時や各種報告書提出時の指導
- 電子マニフェストの普及促進：普及率55.4%（2020.3末）
- 処分業者に係る優良認定事業者数：58事業者（2020.12末）

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

- 立入検査時や各種報告書提出時の指導
- 関係団体との情報交換、適正処理指導
- PCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施及び処理状況の把握
 - ・処理台数（累計）32,592台（処理進捗率98%/2020.9末）
- PCB廃棄物等の期限内の適正処理の推進

(3) 排出事業者処理責任の徹底

- マニフェストの使用の徹底や適正な委託契約等の排出事業者責任の周知・指導
- 産業廃棄物適正処理推進セミナーの開催（2021.2 開催予定）
- 食品廃棄物の排出事業者向けパンフレットの配布

(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- 施設の設置又は処理業の許可に当たっての適正な審査
- 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導
- 民間最終処分場設置者に対する維持管理積立金の活用による適正管理の指導
 - ・対象：27 事業者（32 施設）

(5) 不適正処理の未然防止

- 不法投棄等監視特別機動班による監視パトロールの実施
- 立入強化月間（7 月、11 月）の実施：立入件数 686 件
- 県庁及び各県民事務所に整備された立入検査用タブレット端末の活用
- 平日夜間及び休日昼夜間の監視を民間警備会社に委託：630 回（実施予定回数）
- 関係機関や関係局との連携
 - ・警察本部との連携による監視・指導や、保健医療局の一部職員への廃棄物処理法に基づく立入検査権限の付与 等
- 自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者、破砕業者等への立入検査、指導の実施
 - ・立入件数：373 件（2020.9 末）、指導件数：94 件（2020.9 末）
- 産業廃棄物処理業者情報の「見える化」の整備
- ヘリコプターを用いたスカイパトロールの実施
- ドローンを用いた産業廃棄物不適正保管等の確認
- 改正廃棄物処理法（2018.4 施行）や改正廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（2018.10 施行）の周知徹底
 - ・産業廃棄物の処理状況の確認を怠った排出事業者に対する勧告・公表等による食品廃棄物不正転売事件の再発防止 等

施策 3 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

(1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

- 市町村の一般廃棄物処理施設整備に対する助言・指導
- 循環型社会形成推進交付金等の活用：11 市町等（14 事業）

(2) 広域的な最終処分場の整備

- 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備（2010 年度供用開始）
 - ・廃棄物埋立容量：496 万 m³
 - ・埋立量：約 241 万 m³、進捗率：49%（2020.3 末）

(3) し尿の適正処理の推進

- 「全県域汚水適正処理構想」に基づく汚水処理施設の計画的、効率的な整備
- 市町村に対する合併処理浄化槽の設置整備補助：1,286基（2020年度）

施策4 非常災害時における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します

(1) 愛知県災害廃棄物処理計画の推進

- 「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づく市町村、一部事務組合等を対象とした研修会、情報伝達訓練及び図上演習の実施
 - ・研修会（2020.8.28）、情報伝達訓練（2020.7.30、7.31）、図上演習（2020.10.22、10.23）

(2) 災害廃棄物対策の推進

- 市町村災害廃棄物処理計画策定に向けた、研修の実施や技術的支援
 - ・策定済み市町村数：52市町村（2020.12末）
- 市町村設置処理施設について、国の交付金に関する指導監督や技術的助言
 - ・交付金事業：11市町等（14事業）（2020年度）

施策5 地域循環圏づくりの推進

あいちの産業、文化、人材などの地域資源を生かし、地域循環圏づくりを進めます

(1) あいち地域循環圏形成プランの推進

- あいち地域循環圏形成プラン推進会議の開催
 - 〈目的〉プランに掲げた施策の進捗状況の確認等
 - 〈構成〉有識者、経済団体、行政関係者
- 循環ビジネス創出コーディネーターの企業への派遣（3Rの取組に関するアドバイス）

(2) 循環ビジネスの振興支援

- 循環ビジネス創出コーディネーターによる相談・技術指導：329件（2020.11末）
- 循環ビジネス創出会議の開催
 - ・現地見学会（2020.10.14、11.12）、ビジネスセミナー（2021.3（予定））、相談会（2020.12.15）
- 循環型社会形成推進事業費補助金
 - ・リサイクル関係施設整備事業費補助金：採択3件
 - ・排出抑制関係施設整備事業費補助金：採択3件
 - ・廃プラスチック処理施設緊急整備事業費補助金（2020年度新設）：採択3件
 - ・循環ビジネス事業化検討事業費補助金：採択11件
- 愛知環境賞の実施：応募件数40件

(3) 人づくりと情報発信の強化

- あいち環境塾による人材育成
 - ・塾生 11 名
 - ・「2020 年度持続可能な社会づくり活動表彰」環境大臣賞受賞
- あいち環境塾卒塾生による地域実践活動
- 資源循環情報システムを通じた情報発信

(4) 多様な主体の連携の促進

- 資源循環情報システムのマッチング機能の活用促進
- 循環ビジネス創出会議等を通じた企業同士の連携の促進
- 地域循環圏づくり推進チームによる広域循環モデルの具体化（7 チーム）
 - ・推進チーム会議の開催、循環型社会形成推進事業費補助金の活用
 - 〈目的〉多様な主体が連携した新たな広域循環モデルの創設
 - 〈構成〉県、学識経験者、廃棄物排出事業者などの関連企業
 - 〈広域循環モデル〉
 - ①地産地消の推進と一体となった食品循環ループ
 - ②森林保全対策等と連携した里山循環圏モデル
 - ③農畜産場等を核とした分散型バイオマス活用モデル

(5) 低炭素社会に対応した資源循環の展開

- ごみ発電施設及び熱回収施設等の設置促進
- 廃棄物運搬車両への低公害車導入に関する補助金、融資制度の周知

○廃棄物処理計画の策定経緯

1973. 2	愛知県産業廃棄物処理計画（計画期間 1973～1977 年度）
1977. 4	第二次愛知県産業廃棄物処理計画（計画期間 1977～1981 年度）
1982. 4	第三次愛知県産業廃棄物処理計画（計画期間 1982～1986 年度）
1987. 4	第四次愛知県産業廃棄物処理計画（計画期間 1987～1991 年度）
1992. 4	第五次愛知県産業廃棄物処理計画（計画期間 1992～1996 年度）
1997. 4	第六次愛知県産業廃棄物処理計画（計画期間 1997～2001 年度）
2002. 9	愛知県廃棄物処理計画（計画期間 2002～2006 年度）
2007. 3	愛知県廃棄物処理計画（計画期間 2007～2011 年度）
2012. 3	愛知県廃棄物処理計画（計画期間 2012～2016 年度）
2017. 3	愛知県廃棄物処理計画（計画期間 2017～2021 年度）
2021 年度	<u>次期愛知県廃棄物処理計画（計画期間 2022～2026 年度）</u> （予定）

産業廃棄物のみを対象とした廃棄物処理計画を策定。

2000 年の法改正において、一般廃棄物も含めた廃棄物処理計画を策定することとされた。

事務連絡
令和2年3月16日

各都道府県廃棄物担当部(局)御中

環境省 環境再生・資源循環局 総務課

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を
図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）

記

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより種々御尽力、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号。以下「基本方針」といいます。）につきましては、主に令和2年度（平成32年度）を目標年度としているところがございますが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから令和2年度は改定を行わないこととしましたので御連絡いたします。

また、令和2年度以降につきましては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。以下「循環基本計画」といいます。）等の目標を参考にして施策を進めてまいります。

今後の基本方針の改定につきましては、内容に大幅な変更が必要となった場合に行うこととし、その際には基本方針の目標と循環基本計画の目標（目標年度等）との調整を行う予定です。

また、各都道府県の廃棄物担当部（局）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第5条の5の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標（循環基本計画及び廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）等の数値目標）を別紙のとおりお知らせしますので必要に応じてご参照ください。

引き続き廃棄物行政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（連絡先）
環境省 環境再生・資源循環局総務課
代表 03- 3581- 3351（内線：6809）
直通 03- 5521- 9268
課長：土居 健太郎
課長補佐：水谷 努
担当：篠原 惇代

(別紙) 参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における 目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025 年度に約 3800 万トン (循環基本計画)
2	一般廃棄物の再生利用量の割合 ¹	一般廃棄物の出口側の循環利用率を 2025 年度に約 28% (循環基本計画)
3	一般廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 320 万トン (循環基本計画)
4	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	2025 年度に約 440 g / 人 / 日 (循環基本計画)
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022 年度に 2017 年度の水準 (20 年分) を維持 (廃棄物処理施設整備計画 (平成 30 年 6 月閣議決定))
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を 有する焼却施設で処理される一般廃棄物の 割合	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部供給している施設 の割合を 2022 年度に 46% (廃棄物処理施設整備計画)
7	産業廃棄物の排出量	2025 年度に約 3 億 9000 万トン (循環基本計画)
8	産業廃棄物の再生利用量の割合 ²	産業廃棄物の出口側の循環利用率 ³ を 2025 年度に約 38% (循環基本計画)
9	産業廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 1000 万トン (循環基本計画)
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の 10 年分程 度を確保 ⁴
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める食 品ロスの割合の調査を実施したことがある 市町村数	引き続き現行基本方針に基づき 200 市町村以上における実 施を推進
12	特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律 第 96 号) に基づく特定家庭用機器一般廃棄	引き続き現行基本方針に基づき 100%の構築を推進

¹ 一般廃棄物の再生利用量の割合は、[直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量]を [ごみの総処理量+集団回収量] で除した数値であり、これは一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じである。(一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。)

² 産業廃棄物の再生利用量の割合は [再生利用量 (直接再生利用量と処理後再生利用量の合計)] を [排出量] で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

³ 産業廃棄物の出口側の循環利用率は [再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量] を [排出量] で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

⁴ 現在、目標の見直しを実施中。2020 年度内に新目標の結論を得る予定。

	物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	
13	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき80%以上の実施を推進